

西 関

労災・職業病

No. 4

74・4・18

労災職業病を闘う
活動家関西ブロック

関西労働者
安全センター

編集代表・高橋
TEL (493)-2660

七四春斗を闘いぬき

さらなる労災・職業病斗争を

編集部

七四春斗の現状

七四春斗は交運労働者の闘いを軸にかつてない規模で斗われつ
つある。

資本主義社会最高の物価上昇率、独占資本によってつくり出さ
れた品不足、石油危機、そして大企業による未曾有のボロ儲けは、
労働者階級の激しい怒りをまきおこし、大巾賃上げ斗争として一
部組合幹部の思惑をものりこえて噴出しようとしている。

しかし、国民春斗がいつしか「国民に迷惑をかけぬ闘い」「破
局なき改良」にすりかえられ職場の実力斗争をぬきにした幹部交
渉の動きもすでに現われており、職場労働者の資本によって強要
された「企業あつての労働者意識」は賃上げを造りだされた経営
実績に見合う枠内での賃上げ、賃上げ分を合理化によってベイナ
る資本の強迫に屈服する傾向も又表面化しつつある。

七四春斗と合理化問題

言うまでもなく、労働災害、職業病、公害はもはや健全な資本
主義的生産方式をも一切無視しきつた資本による合理化攻撃によ
る生産物であることは明らかである。この事実をタテマエとして、
日本の労働運動はあまりにも多く語りすぎた。お喋りだけで労働
者、住民の命が救えるとしたら、闘いというものほど楽なものな
ない。問題はタテマエとは裏腹の本音として、独占資本をはじめ
とした支配階級の人殺し合理化を少々の賃上げとのパーター取引
を安易に受け入れる体質が今尚、労働運動の中に根強く存在して
いることにこそ、事態の深刻さがある。

七四春斗に対するかかわり

国労新幹線保線の仲間は一俺たちのじん肺斗争を」とマンモス
組織の中で苦斗している。また南大阪の全港湾、全金を中心とし
た先進的な部隊は、地域共闘組織としての「南大阪労災職業病対
策会議」を近く結成する。

職場労働者の実力斗争を背景とした「災害源除去」の闘いこそ、
過去の労災斗争の到達点であることを七四春斗を闘いきらんとす
る仲間が訴え、春斗をも参議選のキャンパニアに解消せんとする一
部勢力の非劣な策動をのりこえ、あらゆる合理化を許さぬ大巾賃
上げ獲得の闘いの大爆発を全力をあげてかちとろう。

そして、実力で七四春斗を闘いぬく中で、賃金斗争としての春
斗の後に予想される資本の大合理化攻撃に対し、さらなる労災・
職業病斗争の組織的強化を進めよう。

× × ×

第二回関西集會
からの報告

反合斗争の徹底で

反公害斗争との共斗を



第二分科会での斗争報告
全石油労組ゼネラル石油精製

ゼネ石による淡路町津名町への石油基地進出に対し、地域住民と連帯して進出阻止を求めてきました。ここでは、地域住民に対し石油基地による被害について正確な情報を提供し、各住民集會の中でくりかえしくりかえし教宣活動を行なうことにより、ついにゼネ石の淡路島進出を断念させたのです。

また、今春斗の最中3月30日、脱硫装置の欠陥により火災が発生したが、その直後、第一組合は保安上の抗議ストを打ち、反公害堺泉北連絡会と共斗してゼネ石との大衆団交をかちとった。

これらは、ある意味で（労住共斗）が成功したともいえます。もちろん、住民も独自に抗議し、第一組合は安全の点検・確保を要求して、会社を追及したわけであるが、全体としてある一定の期間、共斗として成功したのです。

第一組合では、労働者による公害斗争を加害企業内からの告発運動からさらにすすみ、反合斗争の延長上にあると位置づけている。まさに、労働者にとって、そういう反公害斗争こそ資本の権力と真正面から激突する斗いである。

全金日本計算器峰山支部

以前から、活動家の配転、降格を行ない、ガードマンを雇って組合活動に挑発と弾圧をかけていた日本計算器に対し、組合はねばり強い団結で、地域の労働者、住民の支援をかちとっていた。

日常化した配転攻撃の結果、職場には熟練者がいなくなり、特にメッキ場ではひどかった。そうした中で、シアンガスによる労働者の訴えが現われた。しかし、会社は組合による共同調査の申入れも拒否した。そこで、組合は独自に調査し、メッキ工場の廃水が田植時の稲に被害をおよぼしている。また、労基局での調査で職場で30PPMのシアンガスの発生があった事がわかった。

そこで、地域の労働者、被害を受けている農民に対し、会社の無責任をピラで訴えた。これに対し会社は、ピラの内容に「シアンガスの発生と水稲被害」を記したことをあげ、「名譽毀損」で、組合三役を懲戒解雇した。組合では、もちろん解雇撤回斗争を決め、裁判にもちこんだ。さらに、京大災害研などの研究者、学生さん達の協力で、会社が事実無根と言っていた「重金属類（シアンだけでない）のタレ流し」を立証できた。その結果、裁判は日本で初めて企業内告発も認めるといふ画期的勝利になった。

現在、会社は組合つぶしに失敗したあと、莫大な赤字（三億円）をかかえ倒産寸前で、給料も遅配の状態でいる。今後、企業再建斗争を組むが、中途半端な妥協をせずやっていきたい。

△経験交流から▽

三井東洋高圧の一組合員　ゼネ石精の第一労組と同様、堺で反公害斗争を取組んでいる。現在、労働組合のなかで少数派運動として反公害斗争を活動しているが、一部にみられる告発運動としての組織であってはいけないと思っている。住民の反公害斗争から学んだことは、生活権の侵害に反発して運動を起していることである。企業内では、権利斗争として反合理化斗争―反公害斗争を組織することの重要さが意識として理解されても、運動

として現実化されないむずかしさがある。

ある染物会社の労働者 勤務先の企業が排出物を河川へタレ流していることを、どのようになくするかを仲間と考えている時、会社は先取りの話し合いの窓口をつくってきた。そして、このことによって労働者の反公害意識をはずめようとしてきた。

植田マンガン公害反対を支援する労働者 東大阪の地域で植田マンガンの公害をうけている住民を支援している。現在、マンガン中毒の患者が約30名発生しているが、これは京大、阪大の労職研の協力により判明した。ところが、大阪府は6月の健康診断で「異常なし」と発表し、逃がっている。植田マンガン公害反対の斗争にとって現在、最も困っているのは、内部の労働者の運動がないことで、同じ地域の労働者として、非常にはがゆく思う。

住友化学の労働者 5月大分工場での火災12ヶ月間操業停止、再開後にも約一千人の被害、また新居浜工場のオキソグロトの発生など、住友化学は日本中いたるところで地域住民に公害をばらまいている。それゆえ、会社は「公害については労使一体で解決しよう、内部告発はするな」と、労働者に「加害者性」をおしつけ、思想統制をし、住民に対する被害を労働者に説得させ、操業再開をはかっている。大企業の内ではこのようなことは一般的となっており、公害に反対する労働者の意識がおさえられる。現在の労働運動はこの事に有効に対処できていない。

△討論から▽

司会 労働者ないし労働組合が、反公害斗争において、住民の側に立つとゆうことはどういうことを意味するのかがこの分科会の中心テーマです。確かに、生活次元でいえば、公害の被害がある地域に住んでいるということであり、地域住民と居住を同じ

くすることでありませす。しかし、さらに労働者階級の立場をふまえるならば、職場での反合斗争をもってのみ地域の反公害斗争との共闘が真にかちとれるのではないでしようか。職場での反合斗争をおきにした公害斗争への「連帯」は、それがたとえ告発運動であつたとしても危険だと思ふ。

水俣病を告発する会の一会員 あまりにも全体の報告が人ごとすぎるように思えます。やはり、公害企業の労働者は加害者であつて、第三者ではないと思ふが……

京大毒タレ糾の一メンバー 告発する会の主張してきた「被害者・加害者」の論理は一面的すぎると思ふ。労働者が反公害斗争に連帯するには、やはり労働者階級の位置、職場での反合斗争による連帯を考えねばならないと思ふ。学生として京大で大学当局による毒物タレ流しを糾弾しているのも、学生としての位置を考え上でのことなのです。

部落解放同盟の一同盟員 日本高度経済成長は、低辺労働者（下請、臨時工、パート、現業部門など）に労働災害の被害を集中させ、これをテコにして今日までこられた。職場における反合斗争をもつて地域の反公害斗争との連帯を、といわれるが、地域での差別からの解放の闘いと公害斗争の関連を位置づけせずして、運動が真に発展すると思われぬ。

司会 たしかにそうたと思ひます。職場、地域に差別一分断と闘う運動の質を、反合理化―反公害斗争の中にも、労働者階級としての立場をふまえ、実践的につくりあげていかねばならない。来年の第三回集会では、このことをふくめさらに交流を深めたいと思ひます。

藤井（尼崎労働協）。小野木（ゼネ石精）

（終）

われわれの闘いは、いま重大な局面をむかえている。①石油資本はこの十月からガソリンの無鉛化を行う中で、この中毒問題を随から闇に葬り去ろうとしている。②これと呼応して労働省が、「鉛中毒の慢性はなく、四アルキル鉛中毒には無機鉛の基準を「使う」と言い出し、全ての労災申請を「業務外」としようとしている。③全国で百人以上の患者が発生しているが、都心を除き治療体制がなく、半数以上の患者が放置されている。

しかし、われわれはこの闘いを「患者救済」としてではなく、資本の合理化攻撃を許さぬ闘いとして、他の患者の人達と連帯して闘い抜く決意である。

全石油ゼネラル石油労組川崎支部

「鉛・有機溶剤中毒患者会」

事務局長 本田 寿

TEL〇七七二二(六三)七五一四

〓 七四じん肺斗争を闘う

国鉄労組大阪新幹線支部保線所分会のじん肺斗争は今、新しい段階に突入しつつある。

分会のじん肺斗争が、たんなる健康を守る運動ではなく、日本列島改造計画、安定経済成長政策の大動脈をなす国鉄の大合理化攻撃への真向からの挑戦であり、他の交運産業に拡大するのは必ずであることを、労働者よりも知りつくしている国鉄当局と政府は、新たな攻撃を労働者にしかけている。

国鉄当局の策動を許さないぞ!

今年一月には保線所長、総務課長がクビになった。分会の闘い

と要求に譲歩しすぎたとして詰め腹を切らされたのはハッキリしている。そして後任の所長は、事なかれとスマイル戦術に終止している。

又、じん肺被疑者は、ふんじん作業につかせぬという労組との約束をすりかえ全然仕事を与えずに、心理的なゆさぶりをかけるなどしている。

労働省、労基局は、じん肺法適用の審議のすべてを中央に引きあげ、表面上は、中央じん肺審議会で審議中としているが、実際は労働省内の労働基準局労働衛生課に審査書類を山積みにし、審議の遅延をねらっている。

労働対策委、方針決定す

職場では「七四春斗はじん肺春斗だ」として、じん肺斗争を軸に春斗を闘いぬくことを決意しているが、「じん肺斗争は俺らの手の届かぬところにいったみたい」という声も聞かれる。

分会の労働対策委員会では、じん肺斗争の当面する方針として

一、他の保線、ふんじん作業職場労働者へのオルグ、共斗をすすめる。そのための武器として、分会の斗争パンフの作製

一、新所長に大衆団交を要求、前所長との確認事項をせまる(じん肺患者、被疑者をふんじん作業につかせない。作業量の30%減。関係当局にじん肺法の即時実施を要望。下請の出稼農民に同様の指導をする……)

一、じん肺法適用をサポートしている労働省に、あらゆる抗議行動を行なう。そのための署名運動、国会斗争もすすめる。

一、下請け労働者との共闘を再検討する。当面、下請労働者の健診をサポートしている京都労基局に抗議行動を行なう。

などを決定した。

国労新幹線大阪保線所分会

労働安全衛生法批判 (上)

(文責 尼崎労働協 山下・清水・足達)

労働安全衛生法は、戦後の労働運動の高揚期に成立した労基法の四四条―五二条(安全と衛生の条項)を削除し、単独立法としたものである。この事実からしても、安全と衛生を労働条件から切り離し、労基法の全面「改正」をわらう布石として、きわめて反動的な立法である。

一 単独立法の経過と背景

労働安全衛生法は、七二年二月十六日国会に提出、三月三日社労委に付託された。当初、総評・共産党の反対にもかかわらず、国会運営の取引によって、あっけなく、自・民・公・社・共の共同修正で、国会を通過し、政令三一八号として施行令が八月公布、七二年十月一日施行が始まった。

当時、七二年四月四日付の「赤旗」では、「労働安全衛生法の問題点」として「一定有利な面」と評価、安全衛生法を賛美すること、その反人民性を暴露した。以後、労働運動の主要組織の賛成とあいまり、安全衛生法への批判はみる影もなく低落した。日本独占は、六十年代の高度経済成長政策をもって、六〇年安保斗争に示された労働者の政治的階級意識を、経済主義―賃金斗争一本に変質させ、帝国主義の超過利潤をもって一部労働者階級を買収し、労働者、人民内部の差別と分断をすすめる社会排外主義的労働運動の傾向を強化した。

そして、現場では、大資本への系列化、合理化と差別分断が強まり、名目賃金は上るが、労働条件は悪化し、その結果として、

労災・職業病斗争を職場の反合理化実力斗争を徹底化する中で展開しようとするわれわれは、断固として労働安全衛生法反対斗争をすすめるべからぬ。労働安全衛生法に関する学習会、反対の宣伝活動、集会を職場、地域、学園で構築せねばならない。

労働者の疲弊状態―労災・職業病の激増が生みだされた。

六七年頃より、雇用政策の一環として、自動車・造船・繊維などの産業主による「女子労働規制緩和(生休撤廃など)」の要求が高まる。そして、七〇年五月には、東京商工会議所が大幅労基法改悪を政府につきつけるまでにいたった。

七〇年以降の日本帝国主義は政治的経済的海外侵略をさらに強め、国内においては、それのみならず合理的と労働支配の一環として、激増する災害・職業病に対し地ならし的に労働者の不満、斗いを抑圧することが必要となった。

このようにして、改悪の敷石―労働安全衛生法の単独立法化が進行されたのである。

二 労働条件から切り離された安全はない

この安全衛生法改悪に一役買った北川労働安全衛生部長は①重大災害の抑制 ②激発する職業病(化学物質・頸腕・腰痛)の対策 ③下請災害の抑制 ④公害対策の規制をあげて、改「正」の主旨を宣伝している。

この意見に代表されるように、ブルジョアジーは、労災・職業

職場・地域・学園から

編集部

南大阪労災・職業病

対策会議発足す

4月22日結成大会に参加を！

日本の重工業の中心地であり、港湾労働者、中小企業労働者が圧倒的に多い南大阪地域には、毎年、いちじるしい労災事故・職業病が発生し、多数の尊い労働者の生命と健康が消されていく。

南大阪で、労災・職業病を絶滅しようと、全港湾・全金を中心とする労働者が、去る三月五日、二年間の安全運動の経過をふまえて集まった。この集会で、南大阪の労災・職業病と闘う「南大阪安全センター」設立に向け、南大阪労災・職業病対策会議（林通夫事務局長）が発足した。同対策会議は、結成にあたり以下の二点を確認した。①木工・下請・臨時工・季節工の労災問題と安全問題の追求を課題にし、地域の医師・弁護士・技術者などの組織化も行う。②この会議への参加は、単組ごとの参加も、または個人参加も可

四月二二日、六時から南大阪の大国町会館で、労災・職業病対策会議の結成集会を開く予定である。

(み)

滋賀労基行政を追求す

(三豊支援共闘労災対策部)

三豊労災被害者Kさんの診断・治療を、京大病院に要求し、かちとったことは前号で報告した通りである。この闘争と同時に、支援共闘労災対策部会では、Kさんに対する労災保険打切（46年8月20日）の撤回を求めて滋賀労基局、八日市監督署を追及してきた。

46年当時、神鏝フアドラーから乗り込んで来た経営者連中は、療養中の労災患者に対して、強引に職場にもどらせようとする策動を開始した。そしてKさんに対しても、「体を慣らすように」と出勤させ、一方では、Kさんの印鑑を不正使用して打切補償としての傷害補償請求を出している。監督署もまた会社のこの意向を受けた形で、Kさんの知らない内に、療養補償打切から傷害補償給付の一連手続きを強行している。

この様な事実を知った我々は、直ちに労基局へ押しかけ、五回にわたる追及で、事実を認めさせるに至っている。しかし、打切処分撤回に関しては、「原処分庁である八日市監督署にしか権限がない。」と居直りを切めこんでいる。我々は今後、基準局の居直りを許さず、同時に、撤回の権限がある、監督署の責任を追及し、打切処分撤回―労災保険給付をかちとっていく決意である。

京大当局の

欺瞞的な毒物処理を許すな

(京大安全センター)



現在、京都大学で、実験室から出る有機溶媒の焼却炉建設計画が進められている。一昨年八月以降、京都大学を中心に斗わられてきた毒物タレ流し糾弾斗争の過程で、その研究・教育の反人民性を暴露した大学は、その対策として、重金属・廃溶媒をはじめ全ての毒物をポリタンクに溜めるという方法をとってきた。しかし、その一方で、溜めた有機廃溶媒を堺へ持ち出して焼却し、ゴミを京都の比叡平へ不法投棄するというタレ流しを続けてきたことが昨年十月に地域住民・学生から暴露されている。

今回、急に具体化した焼却炉建設計画は、そうした背景の中で、大学当局が、より「合理的な」廃棄物処理をめざす集中処理センター構想への第一歩であることに注目しなければならぬ。そして、毒物タレ流し糾弾の斗いの中で指摘された、現場の地域・職場から一切かけ離れたところで進められ、明確に、その生活環境・労働環境を破壊する元凶となっている大学の教育・研究と、その生み出す現代科学技術に目を向けることなく、「いかに研究を、スムーズに進めるのか。」という研究者の合理性のみを追求する、この集中処理の欺瞞性は、明らかである。

焼却炉の建設計画は、現在、基本計画が完成し、その計画の実行段階に入っており、我々京大安全センターは、大学当局の学外建設という当初の思惑を糾弾、粉砕すると共に、学内研究者、学生を対象とした説明会を開催させるといふ方向で全学的な斗いと

(一)

AVAVA

出稼労働者の失業保険改悪阻止

斗争、労災斗争に連帯しよう!

VAVAV

三月三日 南大阪の部落解放センターにおいて、第十回全国出稼者組合連合・西日本大会が開かれた。大会では、従来は四ヶ月働けば失業保険が適用された出稼労働者に対し、「満六ヶ月働かなくては、失業保険を適用しない、さらに失業保険は一ヶ月に短縮する」という政府による失業保険改悪問題が提起され、真げんな討論がかわされた。

この失業保険改悪は、とりもなおさず七〇年代にはいつて「日本列島改造」により、農地や漁場を奪われ、生産や生活を奪われた農漁民を出稼労働者としてしか生活できなくしている現代の差別・分断政策をさらに強化したものである。すなわち、農漁村部からの出稼農漁民を都市の下層労働者として固定化しようとしている。

出稼労働者は圧倒的に未組織であり、重工業や現業部門の季節工としていたのであり、劣悪な労働条件、危険作業に働かされている。それゆえ最も大きな労災の被害者の部分である。

われわれは、失業保険改悪阻止の運動をおこし、出稼労働者の労災斗争を支援する中で、出稼者と連帯していかねばなるまい。

三月四日、全国出稼者組合連合は、総評、全港灣などの支援のもとに、大阪府に対し失業保険改悪に反対する協力を、また大阪労基にふんじん作業に対するじん肺法の適用などの労働改善を申しこんでいる。われわれは同連合のこれらの斗いに、今後ますます連帯を深めねばなるまい。

(た)

「京大労災・職業病センター」
の窓口をつくらす

関西労働者安全センター

水渡京大科研所長に確認さす

昨年11月17日、関西ブロック会議・関西労働者安全センターの代表は、京大総長に対して「労災・職業病、公害闘争にたいする京大大学への協力要求書」を手交した。この中でブロック会議・安全センターは、京大当局がはたしてきた犯罪性を追及、自己批判に立つて、労働者・住民に大学の研究・治療設備および教育機関を全面的に開放するよう要求した。

12月17日、「要求書」に応じて、森理学部長らとの予備交渉がもたれ、当局側の「前向きな姿勢で検討する」との回答を得た。しかし以来、当局は「検討中」と解決を引きのばしてきた。

8月に入って、関西労働者安全センターに組織加入している京大安全センターの学生諸君が中心となり、森理学部長に面会を求め、早急に部局長会議（各学部長、研究所長で構成）で結論を出すよう強く要求した。これをうけ、3月18日に第二回の部局長代表との交渉がもたれた。交渉は当局のいなかりと関西安全センターの追及で終始。安全センターは当局に「4月10日まで満足な解答をよせることを確認させた。

4月10日の京大当局の回答は、①暫定の「労災・職業病センター」窓口として、井上人事課長をあてる。②労災・職業病の専門委員会を全学的に人をつのり、設立するといふものであった。

4月11日、関西ブロック・関西安全センターは、京大に二百名におよぶ闘う労働者、学生を結集し、京大施設開放への決意を新らたにした。そして、代表は井上人事課長に会見、水渡科研所長に当局の二項の回答を再度、確認させ署名さす。「労災・職業病センター」の運営は現在の京大安全センター（関西安全センターに組織加入）が運営にあたり、労働者の意見を反映させることを確認させた。

じん肺患者の生活実態調査をせよ

京滋じん肺患者同盟追及す

患者同盟の「生活実態調査をせよ」という要求に対し、京都府労政課は3月中に実践することを約束し、同志社大学・辻村助教に依頼した。しかし、京都労基局の妨害にあい、調査は大幅に遅れている。労基局は、府下でじん肺法管理4に登録されている患者二七五名に「府が福祉行政の一環として実態調査するが、応じてもらえないかどうか。応じていたゞけるなら同封の葉書で返信されたし」という封書を送った。その結果、一〇二名分しか返信がなかったというところで、調査対象者を大幅に減らそうとした。同盟は、労基局に対し管理4の登録患者の名簿公開を求め、同盟の運動への妨害を追及した。しかし、労基局はいせんとしていなおり、同盟の要求をはねのけ、「患者同盟の発送物は労基局で切手をはって出す」と約束したゞけだった。

(は)

(1) はじめに

どんな職場でも腰痛の訴え率は、六割から八割あるといわれている。腰痛は、労働者にとって古くて常に新しい課題である。にもかかわらず、「腰が痛い」といえば、新婚病だとか、夜の勤めが多すぎるとかいう俗物ボルノ職制が今だ横行している。腰痛に対する斗いは、困難であるが、労働者の生きるための斗いにとって重要であり緊急の課題である。

(2) 腰痛発生の起因

腰痛一般をここで述べないが、職場で発生する腰痛は、昔から重量物運搬、振動、立作業労働者（例えば重量物運搬工場労働者、運送・タクシー運転手、看護婦等）の多くに腰痛が発生していた。最近の特徴は、疲労の蓄積、労働密度の強化と単調緊張作業の中で、筋・筋膜性腰痛が増加している。

独占企業の中では、特に機械化・交代勤務・合理化の進向の中で、労働疲労の蓄積が、腰痛発生の原因となる。中小零細企業では、中腰、重量物取扱、捻じるなどを長時間くりかえす中で発

生をみている。筋・筋膜性腰痛から、さらに椎間板・骨性障害により、一人の労働者の生き方・生活のし方まで重大な影響を及ぼす事態にまで至る場合をみる。

(3) 斗いの堀りおこし方

労災・職業病の斗いは、どの場合でもそうであるように、被災者の訴えを全員のものとする所から始まる。例えば、腰痛で休んだ人がいれば、いち早く、労組が会社に先がけ見舞いに行くとか、そういう基礎的な所から始まる。特に労働条件・労働形態から発生する職場に対し、労組、安全委員会は、腰痛発症者がどの程度あるのか、どの程度、生活・労働に障害をきたしているのか、どのような治し方をしているのか、適確に実態把握する。またアンケート調査を通じて、職場労働者の訴えを労働条件・労働形態に対する斗いとすべきである。いわゆる認定斗争にしても、あくまで本人の救済処置の一つとして斗いの武器に活用すべきである。

このように現場労働の斗いを基礎に、産業別・地区別の共闘を作り、長時間労働・夜勤・作業スピード・反覆くりかえし作業・拘束姿勢などの腰痛発生職場の斗いの交流を通じて腰痛一掃の労働条件を解決する所にある。

(4) 斗いの現状

新聞労連、全印総連、全自連、自治労、全通、建設、全金等の斗いの中で、企業内認定・企業内休業保障・治療費の会社負担等多くの認定・保障・救済対策を勝ちとってきた。しかし、斗いの限界は、慢性腰痛を引きおこす労働疲労との斗いにより打ち勝つか、労働量・拘束作業姿勢との斗いという資本の生産性との斗いにより肉迫してゆくのか、これが全国的な斗いの地平の課題といえよう。

そのことは、合理化と差別分断の進向の中で体をこわしながら、

生きてゆくという労働者階級の現状・これとの闘いが、腰痛との闘いの今後の課題である。

5 被災者訴えにこだわり続けよう

労災職業病の原則「一名の被災者であろうと、その一人の被災者の訴えに皆が注目し、耳をそばだて、皆のものにする仲間意識の連帯と、被災者の訴えにこだわり続けることにこそ出発の基礎があり、また終りがある。腰痛との闘いも、決して科学的知識を要しない。労働者の直感こそ、最大の教師であり、真実性がある。ここからまず出発すべきであり、ここにこだわりを持つべきである。

文責 尼崎労健協

(山下・清水・足達)

定期購読をお願いします！

労災職業病を闘う活動家関西ブロック
関西労働者安全センター

機関紙 関西「労災・職業病」

連絡は編集代表・高橋正博まで
(尼崎市口田中丸橋159-3)
TEL 06(493)2660

相談は次のところへ連絡を

TEL 0726(96)7754 富田町診療
所内 豊田(北摂労職対策委)
TEL 06(492)0250
阪神医生協内尼崎労健協 藤井・山下
TEL 06(358)2583
岩井会内 三石
TEL 075(751)2111内7917
京大安全センター 津田・河合

==== お し ら せ ====

○南大阪労災・職業病対策会議の 結成集会に参加を //

日時 4月22日(月)午後6時~9時
場所 大國町会館(地下鉄大國町下車)
連絡 TEL 06(552)1921~5 加藤海運内
林 通夫(事務局長)

○関西労働者安全センター第4回学習会の案内

テーマ 労働安全衛生法批判
講師 山下五郎(尼崎労健協)
日時 4月25日(木)
場所 高槻市民会館(阪急高槻より徒歩で15分)

○日本の医療を告発するすべての人々のつどい

日時 5月5日(日) 10時~6時
場所 東大病院各科講堂

※ 労災・職業病分科会に参加しよう!

○尼崎地区労災・職業病斗争交流集会的予定

日時 6月22日(土)
場所 尼崎市労働福祉会館
連絡 尼崎労健協 TEL 06(492)0250 阪神医生協内

△編集後記▽

春斗ごころうさまです。
今号では、各職場での労災・職業病斗争の報告と、春斗におけるその重要性を中心に編集しました。
また昨日、18集会の第二分科会の報告も、遅ればせながら編集しました。

「関西労災・職業病」の定期購読よろしく!

編集部 熊谷(京大安全センター)

